

実験廃棄物の分別収集区分表(1)

平成23年9月改訂

分類	ポリエチレン 容器の色	種類	対象	摘要
A-1 分類		可燃性有機廃液 (タンク容量は10L)	<ol style="list-style-type: none"> 脂肪族炭化水素 石油エーテル、ヘキサン、ヘプタン、オクタンなどの廃溶剤。 脂肪族含酸素化合物 アセタール、アルコール類、アセトン、エチルメチルケトン、酢酸エステル類などの廃溶剤。 脂肪族含窒素化合物 アセトニトリルなどの廃溶剤。 芳香族化合物 ベンゼン、トルエンなどの廃溶剤。 芳香族含窒素化合物 ピリジンなどの廃溶剤。 その他、危険物第1石油類に分類される液体以上の廃溶剤中に爆発性を有しない少量の高沸点有機化合物を含むものは可。 	<ol style="list-style-type: none"> 爆発性物質そのもの及びそれらを作り易いもの、N-O、N-N、O-O、O-X結合を持つもの、金属アセチド類を含むものは除く。 これらについては排出者の責任で安全化・無害化処理する。 ベンジジンなど健康障害を引き起こす化学物質は除く。これらについても排出者の責任で安全化・無害化処理する。 濾過残渣については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。 ジエチルエーテルや二硫化炭素等の特殊引火物は廃液に対し5%以下にして排出する。 重金属を含む場合は環境保全センターに問い合わせる。 有機ハロゲン系化合物を含む場合はB分類とする。
			<p>[注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。</p>	
A-2 分類		廃油等	<ol style="list-style-type: none"> キシレン、酢酸等の危険物第2石油類 灯油、ミネラルスピリット、軽油、テレピン油などの廃油。 重油、クレオソート油、スピンドル油、タービン油、変圧器油などの廃油。 ギヤ油、モーター油などの廃油。 動植物油類(液体)などの廃油。 <p>以上の廃溶剤中に爆発性を有しない少量の高沸点有機化合物を含むものは可。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 変圧器油の内、PCB及びPCBを含むものは除く。 濾過残渣、油泥などは、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。 A-1に分類される廃液と混合した場合にはA-1分類として排出する。
			<p>[注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。 高粘度の廃油は灯油などで希釈して粘度を下げる。</p>	
B 分類		有機ハロゲン系廃液	<ol style="list-style-type: none"> 有機ハロゲン系化合物を含む廃液 クロロホルム、塩化メチレン、トリクロロエチレン、四塩化炭素、トリフルオロ酢酸、臭化メチル、ヨウ化メチル、クロロベンゼン、塩化ベンジルなどの廃溶剤。 水を含む有機ハロゲン系化合物廃液 <p>以上の廃溶剤中に爆発性を有しない少量の高沸点有機化合物を含むものは可。</p>	<ol style="list-style-type: none"> PCB及びPCBを含むものは除く。 フロンガスは除く。専門の回収業者が引き取る。 爆発性物質そのもの及びそれらを作り易いもの、N-O、N-N、O-O、O-X結合を持つもの、金属アセチド類を含むものは除く。 これらについては排出者の責任で安全化・無害化処理する。 濾過残渣については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。
			<p>[注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。</p>	
C-1 分類		難燃性有機廃液 (水を含むもの)	<ol style="list-style-type: none"> 5%以上の水を含む有機系廃液。 循環式アスピレーター廃液。 有機金属系(例えばキレートなど)の廃液。 有機反応の抽出操作に用いた水層。 有機ハロゲン系化合物を含む水混合廃液はB分類とする。 シアン化物イオン、金属シアン錯体を含むものはE-2分類とする。 	<ol style="list-style-type: none"> PCB及びPCBを含むものは除く。 pHは必ず4以上に調整して排出する。 無機フッ素およびリン酸化合物を含む場合は環境保全センターに問い合わせる。 濾過残渣については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。 過酸化水素、過塩素酸などの酸化剤と有機溶媒の混合は避ける。 水銀を含む廃液は除く。
			<p>[注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。</p>	
C-2 分類		写真廃液	<ol style="list-style-type: none"> 現像廃液。 停止廃液。 コピー廃液。 	<ol style="list-style-type: none"> 濾過残渣については、内容物を明示の上保管し、廃薬品回収時に業者に依頼する。
			<p>[注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。</p>	
(指定なし)		定着液	随時回収。	定着液以外のものを混ぜない。現像液が混入した場合には、C-2廃液として申請する。

不明な点は廃液相談フォームへ <http://www.env.tohoku.ac.jp/mail/input2.html>
 東北大学環境保全センター TEL 795-7529 FAX 795-7530
<http://www.env.tohoku.ac.jp/index-j.html>

実験廃棄物の分別収集区分表(2)

平成23年9月改訂

分類	ポリエチレン 容器の色	種類	対象	摘要
 D 分類		無機水銀系廃液 3回目までの 洗浄廃液 を含める	1. 無機水銀系廃液。 2. その他の重金属を含む場合は「含ヒ素」・「含銅」などと明示し、濃度を明記する。 [注 意] 水銀イオン濃度は 1000ppm以下 にする。 [注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. 金属水銀、アマルガム水銀、不要になった水銀系試薬、薬剤などは除く。これらは排出者で保管し、 廃薬品回収時に業者に依頼する。 2. 有機化合物や有機溶媒を含む場合、有機水銀を含む場合は環境保全センターに問い合わせる。 3. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、 廃薬品回収時に業者に依頼する。
 E-1 分類		遊離シアン系廃液 (赤のビニール テープを巻く) 3回目までの 洗浄廃液 を含める	1. 遊離シアン系廃液でpHが11以上で保管されているもの。 2. 溶媒は無機系水溶液に限る。 [注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. シアン系廃液は安全性を考慮し pHを11以上 で保管する。 2. シアン化水銀、水銀、フッ酸を含む場合は環境保全センターに問い合わせる。 3. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、 廃薬品回収時に業者に依頼する。
 E-2 分類		難分解性シアン廃液 3回目までの 洗浄廃液 を含める	1. 難分解性金属シアノ錯体、 $KAg(CN)_2$ 、 $K_2Ni(CN)_4$ 、 $K_3Cu(CN)_4$ 、 $K_3Fe(CN)_6$ 、 $K_4Fe(CN)_6$ 、 $K_3Co(CN)_6$ 、 $KAu(CN)_2$ などで、シアン化物イオンの解離定数 10^{-21} 以下のもの。 2. 遊離シアン系廃液に重金属を含むもの。 3. 遊離シアン系廃液に有機化合物や有機溶媒を含むもの。 [注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。	
 F-1 分類		一般無機廃液 [重金属廃液・ クロム混酸廃液] 3回目までの 洗浄廃液 を含める	1. 塩酸、硫酸、硝酸などの無機酸の廃液。 2. クロム酸-硫酸混液の廃液。 3. Fe, Ni, Co, Zn, Cu, Mn, Cd, Pb, Ga, Cr, V, Ti, Ge, Snなどの重金属の廃液。 4. As100ppm以下の廃液。 5. Al, Mgなどの軽金属の廃液。 [注 意] 全重金属イオン濃度は 5000ppm以下 にする。 [注 意] 有機物が混入した場合は、C-1分類とする。 [注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. シアン系はE分類を参照。 2. 有機反応に用いた重金属の抽出水相廃液はC-1分類とする。 3. 発ガン性物質(例:Be)、神経性障害物質(例:Tl)粘性皮膚障害物質(例:Os)、強毒性物質(例:Se)などの作業者の健康障害を引き起こす化学物質は除く。 4. クロム硫酸等6価クロムはチオ硫酸ナトリウム等の還元剤で3価クロムにしてから排出する。 還元終了はクロムチェック試験紙にて行う。 5. アンモニア水、アンモニウム化合物はC-1分類とする。 6. 無機フッ素およびリン酸化合物を含む場合はF-2分類とする。 7. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、 廃薬品回収時に業者に依頼する。
 F-2 分類		無機フッ素系及び 無機リン酸系廃液 3回目までの 洗浄廃液 を含める	1. フッ化水素酸、エッチング廃液。 2. 無機リン酸廃液。 [注 意] 全重金属イオン濃度は 5000ppm以下 にする。 [注 意] フッ化水素の蒸気吸入で肺水腫、皮膚付着で出血性潰瘍を起こすので要注意。 [注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. エッチング廃液は混入の可能性のある金属を明示する。 2. ガス発生が見られる時は、ガスの発生が止まってから排出する。 3. 有機化合物(有機酸を含む)、有機金属及びトリポリリン酸などの重縮合リン酸を含む場合は環境保全センターに問い合わせる。 4. アンモニア水はできるだけ混入させない。アンモニアを含み、アンモニウム錯体を形成させる Cu^{2+} 、 Cr^{3+} 、 Zn^{2+} などのイオン濃度が高い場合は環境保全センターに問い合わせる。 5. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、 廃薬品回収時に業者に依頼する。
 G-A 分類		生物系廃液 (燃焼しやすいもの) 感染性廃棄物 変異原性物質 は除く	非感染性であり、 かつ燃焼しやすい 廃液。 例: キシレン廃液 キシレン-アルコール系廃液 [注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. 水の含有量は5%以下とする。 2. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、 廃薬品回収時に業者に依頼する。 3. ろ紙を用いた濾過が困難な場合は、80メッシュ程度のふるいを用いる。
 G-C 分類		生物系廃液 (燃焼しにくいもの) 感染性廃棄物 変異原性物質 は除く	非感染性であり、 かつ燃焼しにくい 廃液。 臭化エチジウム廃液。 例: 20%-ホルマリン廃液 [注 意] 沈殿物、固形物があれば濾過する。	1. 5%以上水を含むもの。 2. pHを必ず4以上に調整して排出する。 3. 臭化エチジウム廃液は濃度1ppm以下とする。 4. 濾過残査については、内容物を明示の上保管し、 廃薬品回収時に業者に依頼する。 5. ろ紙を用いた濾過が困難な場合は、80メッシュ程度のふるいを用いる。